

三木市クールチョイス推進事業支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、三木市クールチョイス推進事業支援業務委託（以下「業務」という。）に係る契約の相手方となる候補者を決定するにあたり必要な事項を定める。

2 業務の目的

本市は国が掲げる 2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、三木市環境総合計画(2021 年 4 月策定)において 2050 年までに市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを明記した。本目標達成のためには、まず市内の地球温暖化対策に関する意識の醸成や機運を高めることが重要であり、その手法の一つとして国が提言する「クールチョイス(地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動)」に賛同したところである。本業務は市民や事業者が自発的に地球温暖化対策に資する取り組みを実践できるよう、クールチョイスの考え方や取り組み内容を広く啓発し、意識の醸成や機運を高めることを目的とする。

3 業務の概要

(1) 業務の名称

三木市クールチョイス推進事業支援業務委託

(2) 業務期間

契約締結の日から令和 4 年 1 月 31 日まで

(3) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(4) 委託料の上限額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 業務内容

「三木市クールチョイス推進事業支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

※仕様書は業務の概要や、本市が業務の成果として求める内容を参考として示すものであり、プロポーザル参加者の企画提案の内容を制限するものではない。

(6) 留意事項

本業務は、国の令和 3 年度二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金(地方と連携した地球温暖化対策活動推進事業)を活用して実施するため、同交付金規程及び公募要領の内容を理解した上で、その定めに従うこと。

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規

定に該当しないこと。

- (2) 本市の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) プロポーザル公告日時点において指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- (4) プロポーザル公告日時点において会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て（以下「更生手続き開始の申立て」という。）、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て（以下「再生手続き開始の申立て」という。）がなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続き開始の申立て又は更生手続き開始の申立てがなされる見込みもないこと。
- (5) 5 年以内（平成 28 年 4 月 1 日以降に契約し、令和 3 年 3 月 31 日時点で業務が完了しているもの。）に地方公共団体の当該補助金を活用した事業又は、地球温暖化対策に係る啓発事業に係る業務委託を直接受託し、かつ、その業務を適正に履行し、完了した実績を有すること。
- (6) 当該補助金に係る事務や業務内容について知識を有する業務責任者を配置できること。

5 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおり。なお、発注者の都合により、予定を変更する場合がある。

実施内容	期日等
プロポーザル公告 (実施要項の公表)	令和 3 年 6 月 30 日 (水)
質問の受付期間	令和 3 年 6 月 30 日 (水) ～ 7 月 5 日 (月) 午後 5 時まで
質問書に対する回答	令和 3 年 7 月 6 日 (火)
参加表明書の提出期限	令和 3 年 7 月 9 日 (金) 午後 5 時まで
一次審査 (書類確認)	令和 3 年 7 月 12 日 (月)
一次審査結果通知	令和 3 年 7 月 12 日 (月)
企画提案書の提出期限	令和 3 年 7 月 14 日 (水) 午後 5 時まで
二次審査 (プレゼンテーション)	令和 3 年 7 月 16 日 (金)
優先候補者選定	7 月下旬
審査結果通知	7 月下旬

優先候補者との交渉	7月下旬
契約締結	7月下旬

6 実施要領等の配布

- (1) 配布期間
令和3年6月30日（水）から
- (2) 入手方法
三木市ホームページからダウンロード
三木市ホームページ：<https://www.city.miki.lg.jp/>

7 質問の受付及び回答方法

業務に関する質問は、参加表明する予定がある者が、次のとおり行うこと。

- (1) 質問方法
質問書（様式第1号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。なお、メールの件名は、「（事業者名）プロポーザル質問書の送付（第〇回）」とし、事業者名と質問の回数がかかるようにすること。
- (2) 提出先
三木市市民生活部生活環境課
メールアドレス：seikatsukankyo@city.miki.lg.jp
- (3) 受付期間
令和3年6月30日（水）～7月5日（月）午後5時まで
- (4) 回答方法
回答は、全ての質問を取りまとめたうえで、一括して令和3年7月6日（火）に三木市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時、全ての質問者に回答するものとする。
なお、質問のあった事業者名は公表しない。

8 参加表明書等の提出について

- (1) 提出期限
令和3年7月9日（金）午後5時まで
- (2) 提出書類
次のアからカまでの書類を提出すること。
 - ア 参加表明書（様式第2号）
 - イ 会社概要書（様式第3号）
 - ウ 業務実施体制表（様式第4号）
 - エ 配置予定者調書（様式第5号及び様式第5号の2）
 - オ 業務実績調書（様式第6号）
 - カ 暴力団排除に係る誓約書（様式第7号）
- (3) 提出部数
1部

- (4) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）
※窓口受付は、平日午前 8 時 30 分～午後 5 時までの間とする。
- (5) 提出先
〒 6 7 3 - 0 4 9 2
兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号
三木市市民生活部生活環境課 宛
- (6) 辞退
参加表明書を提出した後、都合により辞退する場合は、速やかに代表者印等を押印した参加辞退届（様式第 2 号の 2）を持参又は郵送により提出すること。

9 企画提案書の提出について

- (1) 提出期限
令和 3 年 7 月 14 日（水）午後 5 時まで
- (2) 提出書類
提出書類に記載する表現については、専門知識を有しない者でも理解できるよう、専門用語は極力使用せずにわかりやすい内容とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合は、注釈をつけること。
また、提出書類については、次の(ア)～(エ)の順に綴じること。添付書類がある場合は、(エ)の後ろに重ねること。
ア 企画提案書表紙（様式第 8 号）
イ 目次（任意様式）
ウ 企画提案書（任意様式）
文字サイズ 12 ポイントを基本とし、A 4 サイズ（A 3 サイズを使用する場合は、片袖折りとすること。）縦型横書き（縦長綴じ）、片面カラー印刷とすること。また、企画提案書は 20 ページ以内とし、ページ番号を付すこと。内容については、「仕様書」と別紙 1 「審査基準表」を熟読し、以下の(ア)～(イ)について記載すること。
(ア) 基本的事項について
(イ) 提案事項について
a セミナー(出前講座)開催業務について
b 取組促進事業について
c 啓発、普及事業について
d その他自由提案
エ 見積書（様式第 9 号）
- (3) 提出部数
13 部（原本 1 部を含む。）
- (4) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）
※窓口受付は、平日午前 8 時 30 分～午後 5 時までの間とする。
- (5) 提出先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市市民生活部生活環境課 宛

10 審査等及び選定

次の審査により、最も適していると認められる受託候補者を選定する。

(1) 書類審査

ア 実施日

令和3年7月12日（月）

イ 審査方法等

参加表明書を提出した事業者（以下「参加者」という。）について、三木市生活環境課において書類審査を実施する。

ウ 書類審査の結果通知《令和3年7月12日（月）》

確認結果については、電子メールと電話連絡により通知する。

(2) 企画提案審査（プレゼンテーション）

ア 実施日

令和3年7月16日（金）

※日時などの詳細は、後日通知する。

※会場についてはソーシャルディスタンスが十分にとれる会議室を準備する。

イ 審査方法等

企画提案書を提出した事業者（以下「提案者」という。）について、次の方法により審査を行う。

(ア) 審査委員会による審査により、受託候補者及び次点者を選定する。

(イ) 1提案者当たり、プレゼンテーション20分以内、質疑応答（評価を含む。）20分程度とし、出退及び機器準備を含めて45分以内とする。

(ウ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

(エ) 企画提案審査（プレゼンテーション）は、非公開とする。

(オ) 提案者が1者であった場合も企画提案審査（プレゼンテーション）を実施し、評点（審査委員の評点の平均点）が基準点以上の場合に受託候補者として選定する。

※基準点は評価項目がA～Eの5段階評価の内、全てC評価であった場合の合計点とする。

ウ 企画提案審査の結果通知（令和3年7月下旬）

審査結果については、書面により通知する。

エ その他

(ア) 企画提案審査における説明者は、本業務の従事予定者（主たる担当者を含め3名以内）とする。

(イ) プレゼンテーションにおいてパソコン等の機器を使用す

る場合は、提案者側で準備すること（市は会場とスクリーン、電源及びマイクを準備する。）。

(ウ) パソコン（パワーポイント等）を使用してプレゼンテーションを行う場合の資料（データ）については、提出書類のうち、企画提案内容書に沿ったものとする。ただし、参加表明の際に提出した、会社概要書、業務実施体制表、配置予定者調書及び業務実績調書（同様の内容であれば、表現形式の変更可）については、追加することができるものとする。

(エ) 新型コロナウイルス感染症防止の観点から、テレビ会議システムを活用したプレゼンテーション審査に変更することも可能とする。ただし、市が準備するものは会場とスクリーン及び電源とし、テレビ会議システム等は提案者が準備するものとする。

(3) 審査基準

別紙1「審査基準表」による。

(4) 選定基準

ア 企画提案審査における評点（審査委員の評点の平均点）をもって提案者の評点とする。

イ 委託料の上限の範囲内で、基準点以上の評点を得た者のうち、評点が最も高い提案者を受託候補者とし、次に評点が高い提案者を次点者とする。ただし、評点と同じ提案者が複数あった場合は、見積金額の低い提案者を上位とする。それでも差が無い場合は、審査委員による投票で受託候補者を選定し、同票であった場合は審査委員長が判断する。

※基準点は評価項目がA～Eの5段階評価の内、全てC評価であった場合の合計点とする。

11 失格事項

次に掲げる要件のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める参加資格を満たさない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 提出書類に不備があり、提出期限までに補完されなかった場合（軽微な場合を除く。）
- (4) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審査に反する行為がある場合
- (6) 別紙1「審査基準表」に基づき審査委員が実施する各項目の評価において、1項目でもE評価があった場合

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、市と受託候補者とで細部について調整を行い、委託条件を協議の上、契約を締結できるものとする。

- (2) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の報告があったとき又は協議が調わないときは、その選定を取り消すとともに、次点者と調整協議の上、契約を締結するものとする。
- (3) 企画提案の手續に関する書類の作成及び提出に係る費用その他本プロポーザルに要する費用は提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、審査、説明等のために、その写しを作成し、使用することができる。
- (5) 提出期限（市が別途追加資料の提出を求めた場合は、その提出期限）後の提出書類の差替え及び再提出は認めないこととし、提出された書類は返却しない。
- (6) 審査結果は、市のホームページにおいて、受託候補者の事業者名及びその評点（審査委員の評点の平均点）並びにその他の提案者の評点を公表する。なお、事業者名を公表するのは受託候補者のみとし、その他の提案者は事業者 A、B、C... と表記する。
- (7) 受託候補者から提出された企画提案内容書は、三木市情報公開条例（平成 11 年三木市条例第 1 号）の規定に基づき公開することがある。また、当該提出書類以外のプロポーザル実施に関する情報（受託者以外の提案者から提出された企画提案内容書を含む。）は、同条例の規定に基づき提案者と個別の協議のうえ、公開することがある。

13 問合せ先

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号
三木市市民生活部生活環境課 担当：石川、増田
電 話 0794-82-2000（内線：2293）
メー ル seikatsukankyo@city.miki.lg.jp